［略］					
大型化学高所放水車					
消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車					
［略］					
合　　計					

その他の防災資機材等		指揮者	人
		その他の防災要員	人

大容量泡放水砲等	共同防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	共同防災組織に現に備え付けている大容量泡放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防 災 要 員
				人

※備　　考

［別紙　略］

備考

［１・２　略］

３　様式（その２）について

［(1)～(7)　略］

(8)　石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第１項第５号において準用する第16条第３項の規定に基づき、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の２第３項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

(9)　石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第１項第５号において準用する第16条第４項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の３第２項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

［４・５　略］

［同左］					
大型化学高所放水車					
［同左］					
合　　計					

その他の防災資機材等		指揮者	人
		その他の防災要員	人

大容量泡放水砲等	共同防災組織に備え付けるべき大容量泡放水砲の放水能力	共同防災組織に現に備え付けている大容量泡放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防 災 要 員
				人

※備　　考

［別紙　同左］

備考

［１・２　同左］

３　様式（その２）について

［(1)～(7)　同左］

［新設］

(8)　石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第１項第５号において準用する第16条第３項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の２第２項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

［４・５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。